

両立支援についての次世代育成支援対策推進法 及び女性活躍推進法に基づく行動計画

1. 計画期間

令和 7 年 6 月 21 日～令和 12 年 6 月 20 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1:

管理職に占める女性比率を 10%以上にする。

対策

- 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報を行い女性採用者を増やす。
- 一般職等から総合職等への転換制度の整備を行い積極的な活用を促進する。

目標 2:

子どもの出生時における育児休業の取得及び育児参加を促進する。

対策

- 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料の取り扱いなどについて周知する。
- 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施
- 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

目標 3:

若年者に対するインターンシップ等の就業機会 の提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れを推進する。

対策

- インターンシップの受け入れを期間中 5 回以上 実施する。